

解答解説

2024年度前期・社福国試対策

貧困に対する支援

【低所得者に対する支援と生活保護制度】



生活保護法に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

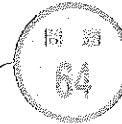
- 1 保護が実施機関の職権によって開始されることはない。
- 2 保護は、生活困窮に陥った原因に基づいて決定される。
- 3 最低限度の生活を保障することを目的としている。
- 4 自立の見込みがあることを要件として、保護を受けることができる。
- 5 自立を助長することを目的としている。

Point

生活保護法の基本原理・基本原則に関する出題である。ほぼ毎年出題されている頻出事項である。同法第1条から第4条は、同法の解釈・運用の際の基準となる生活保護の基本原理を示すものである。また、第7条から第10条は、基本原理に基づいて生活保護の理念を具体化するための基本原則として位置づけられている。条文に基づく出題が多いため、第1条から第10条は、特に丁寧に読み返しておこう。

- 1 × 保護は、要保護者、扶養義務者、その他の同居の親族の申請に基づいて開始される（生活保護法（以下、法）第7条）が、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、実施機関によって必要な保護を行うことができる（同条ただし書）。同条は現行法の特徴の一つである「申請保護の原則」を規定したものであるが、ただし書はその例外として、職権による保護を認めている。
- 2 × 保護は法律の定める要件を満たす限り、無差別平等に受けることができる（法第2条）。これは、「無差別平等の原理」と呼ばれ、生活困窮者の信条、性別、社会的身分等による差別的・優先的扱いをしないということと併せて、生活困窮に陥った原因による差別も否定するものである。
- 3 ○ 法は、国による最低限度の生活の保障と生活困窮者の自立の助長を目的としている（法第1条）。同条は、四つの保護の原理の一つ「国家責任の原理」を規定したものであり、日本国憲法第25条の生存権の理念に基づいて、国民に最低限度の生活を保障することが国の責任であることを明示している。
- 4 × 保護は、生活に困窮する者が、利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）のであって、自立の見込みがあることを要件としているのではない。これは、「補足性の原理」と呼ばれるものである。さらに、法第8条第1項で、保護は、厚生労働大臣が定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。資力調査によって、最低生活基準を下回る困窮状態にあることが保護開始の条件となる。
- 5 ○ 法第1条に規定されている法の目的の一つである。生活保護は、生活の困窮する者に対して経済的な給付をしながら、自立を助長することを目的としている。そのために、法第27条で保護の実施機関が生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導や指示をすることができると規定している。法第27条に定める指導・指示を直接行うのが現業員（ケースワーカー）である。

解答 3 5



【低所得者に対する支援と生活保護制度】



事例を読んで、生活保護法の定める内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

単身で2LDKの賃貸マンション暮らしのBさん（44歳）は、建設業に従事していたが半年前に自宅で骨折をして仕事を続けられなくなり、退職した。Bさんには遠く離れた故郷に父親（75歳）がいるが、父親も生活に余裕がない。Bさんは生活費が底をつけ、生活保護を受給し、リハビリに励むこととなった。その後Bさんはリハビリが終わり、医師から軽労働なら就労できる状態だと診断された。求職活動をしたもの、年齢や技能の関係で仕事は見つかっていない。そこでBさんは今よりもう少し安い家賃のアパートに移ろうかと考えている。

- 1 就労に必要な技能修得の費用が生業扶助から支給される。
- 2 アパートに転居する際の敷金が生活扶助から支給される。
- 3 父親から仕送りを受けると、その金額の多寡にかかわらず保護は廃止される。
- 4 医師から就労できる状態だと診断された時点で、保護は廃止される。
- 5 父親は後期高齢者であるため、Bさんを扶養する義務はない。

Point

事例としてはやや長文で、生活保護の原理の一つである「補足性の原理」を多角的に検討させる選択肢や、保護（扶助）の種類や内容の基礎的な知識を問う選択肢が並んだ。制度に関する知識をもとに状況に合わせて総合的に判断することが求められる複合問題である。基本的な知識を活用した解釈力や応用力、与えられた情報の中から問い合わせに対応する状況を理解・解釈する力が求められる問題である。

- 1 ○ 就労に必要な技能修得の費用は、技能修得費として生業扶助から支給される（生活保護法（以下、法）第17条）。技能修得費は、生業に就くために必要な技能の修得のための授業料、教科書・教材費などが対象であり、高等学校等就学費も含まれる。生業扶助にはほかに、生業費、就職支度費がある。生業扶助の給付は、収入を増加させ、またはその自立を助長することのできる見込みのある場合に限られる。
- 2 × 転居する際の敷金は、住宅扶助から支給される（法第14条）。住宅扶助では、借家や貸間の家賃、間代、地代に当てる費用など住宅の確保のための費用と、住宅の維持のために必要な住宅の補修費などの住宅維持費が給付される。原則として金銭給付で、世帯主（事例の場合はBさん）に支給される。
- 3 × 仕送りを受けたとしても、収入認定された金額が最低生活基準額を下回る場合、保護は廃止されない。基準額に対する不足分を補う部分が保護の対象となる（法第8条第1項）。また、父親はBさんの扶養義務者であり、父親による扶養は保護に優先して行われるが（法第4条第2項）、扶養義務者による扶養を受けることが保護の要件ではなく、逆に扶養を受けていることだけを理由として保護廃止となることもない。
- 4 × 「補足性の原理」（法第4条第1項）により、就労能力があれば就労して生活費を得ることが求められるが、就労できる状態という診断だけで保護は廃止されない。労働能力があつて適切な就労先があるのに就労しようとしている場合は、保護の要件を欠くものとして保護が廃止されることもあるが、就労能力があつて求職活動をしていても適切な就職先がない場合などは、受給できる。Bさんの状況は、後者に該当する。
- 5 × 法第4条第2項で民法に定める扶養義務者による扶養が保護に優先して行われるとされているため、父親には扶養義務がある。民法では、扶養義務者には年齢の制限が設けられていないため、後期高齢者であっても扶養義務者であることには変わりがない。ただし、成人のBさんに対する父親の扶養義務は生活扶助義務であり、父親は通常どおりの生活を前提として、その余力の範囲内でBさんを扶養する義務を負う。

解答



生活保護の種類と内容に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 生活扶助の第1類の経費は、世帯共通の費用とされている。
- 2 住宅扶助には、住宅の補修その他住宅の維持のために必要な経費が含まれる。
- 3 介護扶助には、介護保険の保険料が含まれる。
- 4 医療扶助によって、入院中の被保護者に対して入院患者日用品費が支給される。
- 5 出産扶助は、原則として現物給付によって行われる。

Point

生活保護の種類と内容を問う問題である。生活保護には生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類がある。これらの扶助は、「併給」(二つ以上の扶助)、もしくは「単給」(一つだけの扶助)として行われる。特に本問では、生活扶助の基準生活費の第1類費、第2類費、入院患者日用品費、介護保険料加算などの各種加算、それぞれの扶助の実施方法(金銭給付・現物給付)等が出題されており、扶助に関する確実な知識が必要である。なお、金銭給付とは金銭(現金)で支給されることであり、現物給付とは物品や診療・治療等の行為、施設利用等で支給されることである。

- 1 × 生活扶助の第1類の経費は、個人単位で消費する飲食物費・被服費等であり、年齢別、居住地域別で設定されている。世帯共通の費用は生活扶助の第2類の経費であり、光熱水費や家具什器費等、世帯単位で必要な経費が世帯人員別に設定されている。生活扶助は、八つの扶助の中でも最も基本的な扶助であり、日常生活の需要を満たすための給付が中心に行われる。
- 2 ○ 住宅扶助には、住宅の補修その他住宅の維持のために必要な経費が含まれる。住宅扶助は、住居や補修その他住宅の維持に必要なものとされており、家賃や間代、地代等の費用と住宅の補修・維持に必要な費用とされている。なお、住宅扶助は原則、金銭給付であり、世帯主、またはこれに準ずる者に交付される。
- 3 × 介護保険の保険料は、生活扶助の介護保険料加算に含まれる。介護保険料加算とは、介護保険第1号被保険者で普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負う者に加算される。生活扶助には、介護保険料加算のほか、妊娠婦加算、障害者加算、介護施設入所者加算、在宅患者加算、放射線障害者加算、児童養育加算、母子加算があり、特別な需要を充足するために設けられている。
- 4 × 入院患者日用品費は、被保護者が病院又は診療所(介護療養型医療施設は除く)に入院している場合、生活扶助として支給される。入院する被保護者に対して身の回り品等の日常生活費を補填するものとして支給される。
- 5 × 出産扶助は、原則、金銭給付である。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達成するために必要があるときは現物給付される(生活保護法第35条)。出産扶助は、分娩の介助、分娩前及び後の処置、ガーゼ等の衛生材料の費用の範囲内において行われる(同法第16条)。

解答 2



生活保護制度における都道府県及び都道府県知事の役割や権限に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 都道府県は、福祉事務所を任意に設置できる。
- 2 都道府県知事は、地域の実情を踏まえて生活保護法上の保護基準を変更することができる。
- 3 都道府県は、町村が福祉事務所を設置する場合、その保護費の一部を負担する。
- 4 都道府県知事は、保護施設の設備及び運営について、基準を定めるよう努めることとされている。
- 5 都道府県知事は、生活保護法に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

Point

生活保護制度における都道府県及び都道府県知事の役割や権限を問う問題である。生活保護の実施責任は国にあるが、具体的な保護の決定・実施に関する事務は、法定受託事務として、都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長に委託されている。また、保護の実施機関である都道府県知事、市長、福祉事務所を設置する町村長は、保護の決定及び実施に関する事務の全部または一部を委任できるとされ、福祉事務所がこれを実施している。特に、本問は、都道府県の役割や権限とともに、国や市町村、社会福祉法における「福祉に関する事務所」（福祉事務所）、福祉事務所を設置していない町村の役割や権限のほか、生活保護の財源等まで幅広く問われており、広範な知識が必要とされている。また、国や都道府県、市町村の役割については、生活困窮者自立支援法やホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、子どもの貧困対策の推進に関する法律等とともに理解しておくことも求められる。

- 1 × 都道府県及び市（特別区を含む）は、条例で、福祉事務所（福祉に関する事務所）を設置しなければならないとされ、福祉事務所の設置が義務づけられている（社会福祉法第14条第1項）。福祉事務所を任意に設置できるのは、町村である（同条第2項）。なお福祉事務所を設置していない町村長は、生活保護の実施機関とならず、その役割は都道府県知事が担うことになる。
- 2 × 生活保護法における保護基準は、厚生労働大臣が定めることになっている（同法第8条「基準及び程度の原則」）。
- 3 × 町村が福祉事務所を設置する場合、都道府県が保護費の一部を負担することはない。町村が福祉事務所を設置する場合、福祉事務所を設置した町村がその保護費を支弁しなければならない（生活保護法第70条）。なお、国は、市町村及び都道府県が支弁した保護費の4分の3を負担しなければならないとされている。保護施設事務費、委託事務費、就労自立給付金費及び進学準備給付金費についても同様である（同法第75条）。
- 4 × 保護施設の設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならない（生活保護法第39条第1項）。条例を定めるにあたっては、配置する職員及びその員数、居室床面積等は厚生労働省令に定める基準に従い、利用定員は厚生労働省令に定める基準を標準として定めるものとし、その他事項については厚生労働省令に定める基準を参考するものとされている（同法第39条第2項）。
- 5 ○ 都道府県知事は、職権の委任として「この法律に定めるその職権の一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる」とされる（生活保護法第20条）。保護の実施など、都道府県の役割にかかわることから、同法第19条の保護の実施機関とともに理解しておく必要がある。

解答 5



【低所得者に対する支援と生活保護制度】



事例を読んで、Cさんが生活福祉資金貸付制度を利用する場合の内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Cさん（50歳）は、R市で一人暮らしをしていたが、会社が倒産し、無職となった。雇用保険（基本手当）の給付を受けていたが、受給期間終了後も再就職先が見つからず、生活が苦しくなったので生活福祉資金貸付制度の総合支援資金を利用したいと思い、R市の社会福祉協議会に相談に訪れた。

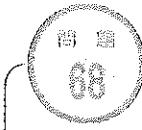
- 1 貸付を受けるためには、連帯保証人が必須となる。
- 2 貸付金の償還が免除されることはない。
- 3 離職理由によって、最終貸付日から返済が開始されるまでの据置期間が異なる。
- 4 借入れの申込み先は、R市の福祉事務所である。
- 5 資金の貸付けを受ける場合には、必要な相談支援を受けることが求められる。

Point

本事例は、生活福祉資金貸付制度の総合支援資金の利用に関する問題である。生活福祉資金貸付制度の総合支援資金とは、減収や失業等により、生活に困窮している世帯において継続的な相談支援と併せて、生活費や一時的な資金の貸付を行い、生活の再建を支援する資金である。生活福祉資金貸付制度の資金の種類と内容、実施主体、貸付対象、申込みから資金の交付までの手続き、償還等の基本的知識や支援の実際を学んでおく必要がある。これらとともに生活困窮者自立支援法との連携についても理解しておくことが望ましい。

- 1 × 生活福祉資金貸付制度の総合支援資金は、原則として連帯保証人を立てるものとなっているが、連帯保証人を立てない場合でも貸付は可能である（「生活福祉資金貸付制度要綱」（以下、要綱）第8の1）。緊急小口資金又は要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付には、連帯保証人を必要としない（要綱第8の2）。
- 2 × 貸付金の償還が免除されないということはない。借受人の死亡やその他やむを得ない事由により貸付元利金を償還することができなくなったと認められるときは、償還未済額の全部又は一部の償還が免除される場合がある（要綱第15）。
- 3 × 離職理由によって、据置期間が異なるということはない。据置期間は、資金の種類によって異なり、総合支援資金の生活支援費の場合、最終貸付日から6か月以内である（要綱第6）。
- 4 × 生活福祉資金貸付制度の相談や借入れの申込み先は、市町村社会福祉協議会である。そのため、CさんはR市の福祉事務所ではなく、相談に訪れた社会福祉協議会で申込みが可能である。実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、その業務の一部が市町村社会福祉協議会に委託されている（要綱第2）。また2020年（令和2年）の改正で、特に必要と認められるときは、厚生労働大臣が定める者に委託することができるようになった。
- 5 ○ Cさんは貸付けを受ける際に相談支援を受けることが求められる。総合支援資金では、失業者や日常生活全般に困難を抱えている者に対して、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）とともに、生活費及び一時的な資金の貸付けを行う（要綱第4）。なお、総合支援資金と緊急小口資金の貸付けにあたっては、就職が内定している者等を除いて、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業の利用が要件となっている。

解答 5



【低所得者に対する支援と生活保護制度】



事例を読んで、生活困窮者自立相談支援機関のD相談支援員（社会福祉士）が提案する自立支援計画案の内容に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]

Eさん（50歳）は、実家で両親と3人暮らしである。両親はともに80代で、実家は持ち家だが他に資産はなく、一家は両親の老齢基礎年金で生活している。Eさんは大学卒業後、出身地の会社に就職したが人間関係がこじれて5年前に退職し、その後は定職に就かず、実家でひきこもり状態である。Eさんの状況を両親が心配し、またEさん自身もこの状況をどうにかしたいと考えて、Eさんは両親とともに生活困窮者自立相談支援機関に来所した。D相談支援員は、アセスメントを経て、Eさんに今後の支援内容を提案した。

- 1 社会福祉協議会での被保護者就労支援事業の利用
- 2 公共職業安定所（ハローワーク）での生活困窮者就労準備支援事業の利用
- 3 認定事業者での生活困窮者就労訓練の利用
- 4 地域若者サポートステーションでの「求職者支援制度」の利用
- 5 生活保護法に基づく授産施設の利用

（注）「求職者支援制度」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職に関する法律（求職者支援法）に基づく制度のことである。

Point

生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業における相談支援業務に関する問題である。本事例の場合、生活保護世帯ではないこと、アセスメントを経た後の支援内容について問われており、生活困窮者自立支援制度以外の制度が適切であれば、すでに他機関に移行しているはずであることを踏まえて考えなければならない。

- 1 × 被保護者就労支援事業とは、被保護者の就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業である。対象は生活保護制度の被保護者であるため、Eさんは事業の対象者に該当しない。
- 2 × 生活困窮者就労準備支援事業とは、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一定の期間内に限り、就労に必要な知識及び就労に向けて生活習慣の獲得などの基礎的な能力の向上を図るために必要な訓練を行うものである。実施主体は都道府県、市、福祉事務所を設置する町村であり、ハローワークでは行われない。
- 3 ○ 選択肢は、生活困窮者自立支援法における認定就労訓練事業といわれるもので、いわゆる「中間的就労」である。一般就労が可能と認められるが、直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し、認定された事業所での支援付きの就労の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うもので、Eさんの支援として適切である。
- 4 × 求職者支援制度は、求職者支援法に基づく制度で、対象者は、ハローワークにおける求職者であり、雇用保険制度が受給できない者である。求職者支援制度は、ハローワークが中心となって実施されている。また、地域若者サポートステーション（サポステ）は、対象者が15～49歳までであるため、Eさんは年齢から該当しない。
- 5 × 生活保護法に定められる授産施設は、「身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設」と定義される（生活保護法第38条第5項）。生活保護法に基づく授産施設の利用は福祉事務所が決定する。生活困窮者自立相談支援機関が行うことではない。



【低所得者に対する支援と生活保護制度】



「ホームレスの実態に関する全国調査」(厚生労働省)に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 概数調査によれば、全国のホームレス数は2022年に比べて増加している。
- 2 概数調査によれば、性別人数では男性より女性が多数を占めている。
- 3 生活実態調査によれば、ホームレスの平均年齢は2016年調査に比べて低下している。
- 4 生活実態調査によれば、路上生活期間「10年以上」は2016年調査に比べて増加している。
- 5 生活実態調査によれば、「生活保護を利用したことがある」と回答した人は全体の約7割程度である。

(注) 「ホームレスの実態に関する全国調査」(厚生労働省)とは、「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」(2023年(令和5年))及び「ホームレスの実態に関する全国調査(生活実態調査)」(2021年(令和3年))を指している。

Point

2002年(平成14年)の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」において、「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない」(同法第14条)と定められている。概数調査は、ホームレスの数を把握するために、年1回、すべての市町村を対象にして目視調査により実施され、生活実態調査は、ホームレスの生活実態について把握するために、おおむね5年ごとに、一定のホームレス数の報告があった市を抽出し個別面接調査により実施している。2021年(令和3年)の生活実態調査では、ホームレスの現状について、その高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が一層進んでいる状況がみられた。厚生労働省のホームページに概数調査とともに、調査結果が掲載されているので確認されたい。

- 1 × 概数調査によれば、2023年(令和5年)の全国のホームレス数は合計3065人であり、2022年(令和4年)の3448人と比べて383人減少している。調査が開始されてから全国のホームレス数は、減少傾向にある。
- 2 × 2023年(令和5年)の全国のホームレス数は、男性が2788人、女性が167人、不明が110人となっており、男性が9割以上を占めている。
- 3 × ホームレスの平均年齢は、2003年調査では55.9歳、2007年調査では57.5歳、2012年調査では59.3歳、2016年調査では61.5歳、2021年調査では63.6歳と、高齢化が進んでいる。
- 4 ○ 路上生活期間が「10年以上」のホームレスの割合は、2003年調査では6.7%，2007年調査では15.6%，2012年調査では26.0%，2016年調査では34.6%，2021年調査では40.0%と、調査開始以降、路上生活期間の長期化が進んでいる。
- 5 × 生活実態調査では、福祉制度の周知・利用について尋ねており、「生活保護制度を利用したことがある」と回答したのは32.7%，全体の約3割程度であった。

解答 4